

田原市ディスポーザ排水処理システム取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、田原市下水道条例第6条第1項（平成2年田原町条例第3号）、田原市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例第10条第1項（昭和52年田原町条例第17号）及び田原市污水处理施設の設置及び管理に関する条例第5条（昭和58年田原町条例第28号）並びに田原市下水道条例施行規則（平成2年田原町規則第6号）、田原市農業集落排水処理施設の管理に関する規則（昭和55年田原町規則第4号）及び田原市污水处理施設の管理に関する規則（昭和59年田原町規則第1号）に定めるもののほか、ディスポーザ排水処理システム（以下「システム」という。）の新設等を行おうとする場合の計画確認等について必要な事項を定め、適切な使用及び維持管理の確保を目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) システム 生ごみをディスポーザによって粉碎し、これを排水処理槽で処理するもの又は機械的な装置により固液分離し処理するもので、その排水を下水道へ排除する機器の総体であって、社団法人日本下水道協会が作成した下水道のためのシステム性能基準（案）に適合している旨の評価を受けたものとする。

(2) 使用者 システムの使用及び維持管理について最終的に責任を負うべき者で次に掲げる者をいう。

ア 独立建築物の所有者又は賃借人

イ 賃借の集合建築物の所有者

ウ 分譲の集合建築物の所有者の代表

(3) 維持管理業者 システムの維持管理業務の委託を使用者から受け維持管理を行う者をいう。

(申請)

第3条 申請者は、田原市下水道条例施行規則第4条第1項、田原市農業集落排水処理施設の管理に関する規則第4条第1項又は田原市污水处理施設の管理に関する規則第2条第1項に規定する申請書類に、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 適合評価書（写）

(2) 誓約書（様式第1号）

(3) 仕様書（性能基準）

(4) 維持管理計画書（管理体制・処理水質基準・点検項目等）（様式第2号）

(5) 維持管理業務委託契約書（写）又は維持管理業務委託契約確約書（様式第3号）

(6) その他市長が必要と認める書類

(使用及び維持管理)

第4条 使用者は、システムの使用及び維持管理を行う場合には、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) システムを適切に使用し、維持管理計画に基づく維持管理を行うこと。

(2) システムの維持管理について、専門の維持管理業者と維持管理業務委託契約を締結すること。

(3) システムの維持管理業務委託契約に基づき、専門の維持管理業者が実

施する保守点検に関する記録等、維持管理に関する資料を3年間保存すること。

(4) その他市長の維持管理に関する指導に協力すること。

(維持管理の確認等)

第5条 市長は、システムの使用及び維持管理が適切に行われていることを確認するため、必要があると認める場合には、使用者に対し維持管理に関する資料の提出を求めることができる。

2 市長は、システムの適切な維持管理を確保するため、必要があると認める場合には、立入検査等の措置を講じることができる。

(事故報告)

第6条 使用者は、システムの使用にあたり下水道に影響を及ぼす事故又は故障が発生したときは、直ちに必要な措置を講ずるとともに、市長に報告しなければならない。

(使用者の地位承継)

第7条 使用者は、システムを有する建築物の譲渡等をしたときは、速やかに市長にその旨を届け出なければならない。

2 システムの譲渡等を受けた者は、使用者としての地位を承継するとともに、第4条の各号の事項を遵守しなければならない。

(補足)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

誓 約 書

年 月 日

田 原 市 長 殿

住所

ふりがな

申請者 氏名

電話 ()

私は、下記に掲げる事項を遵守し、ディスポーザ排水処理システムを適切に使用及び維持管理していくことを誓約します。

記

- 1 申請書の添付書類に記載した維持管理計画に従い、ディスポーザ排水処理システムを適切に使用及び維持管理すること。
- 2 申請書の添付書類に記載した維持管理体制に従い、ディスポーザ排水処理システムの維持管理について維持管理業者と維持管理業務委託契約を締結し、その契約書の写しを市長に提出すること。
- 3 ディスポーザ排水処理システムの維持管理業務委託契約に基づき、維持管理業者が実施する点検に関する記録その他維持管理に関する資料を 3 年間保存すること。
- 4 ディスポーザ排水処理システムの使用及び維持管理に関して市長が行う指導に協力すること。
- 5 ディスポーザ排水処理システムの設置された建築物を第三者に譲渡し、又は貸し付けるときは、当該建築物の譲渡人又は賃借人等に対し、前項に掲げる事項を遵守する責務があることを説明し、その理解を得るよう努めること。

維持管理計画書

年 月 日

設 置 場 所			
使 用 者		住 所 又 は 所 在 地	
		氏 名 又 は 名 称	
建 物 の 種 類		一般住宅・集合住宅・事業所等 ()	
ディスポーザ 排水処理システム		メ ー カ ー 名	
		品 名	
維 持 管 理	委 託 業 者	住 所 又 は 所 在 地	
		氏 名 又 は 名 称	
	点 検 ・ 清 掃 ・ 水 質 測 定 等 の 項 目 及 び そ の 実 施 頻 度		
汚 泥 管 理	委 託 業 者	住 所 又 は 所 在 地	
		氏 名 又 は 名 称	
	抜 き 取 り 頻 度 及 び 処 分 先 等		
備 考			

維持管理業務委託契約確約書

年 月 日

田 原 市 長 殿

住所

ふりがな

申請者 氏名

電話 ()

ディスポーザ排水処理システムの維持管理業務委託契約について、下記のとおり確約します。

記

1 設置場所

2 設置するシステム

メーカー名

品 名

3 維持管理業務委託契約について

当該ディスポーザ排水処理システムの使用者が確定次第、使用者と維持管理業者との間で、速やかに維持管理業務委託契約を締結し、次の書類を提出させることを確約します。

- ・ 維持管理業務委託契約書（写）